

■第383回食品安全委員会

日時：平成23年5月26日（木）14：02～14：27

傍聴者：9名

議事概要：

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- 1）家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第1条の表を改正すること
- 2）家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第2条の表を改正すること
- 3）食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）別表第9に規定する疾病について改正すること
 - ・農林水産省及び厚生労働省から説明。
 - ・食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。